

情報共有に関する取組

■ 情報公開(第24条)

市では情報公開制度に基づき、市民の知る権利の保障を図っています。市民は、市政に関する情報の開示を求めることができます。

★川崎市情報公開条例 2001(平成13)年4月施行

■ 個人情報保護(第25条)

市では個人情報保護制度に基づき、個人情報の適切な保護を図っています。市民は、市の保有する自分の個人情報について、開示、訂正、利用の停止等を求めることができます。

★川崎市個人情報保護条例 1986(昭和61)年1月施行

■ 会議公開(第26条)

市では会議公開制度に基づき、市民の知る権利の確保、及び開かれた市政の実現を推進しています。正当な理由のない限り会議は公開されるため、公開とされた会議は傍聴をすることができます。

★川崎市審議会等の会議の公開に関する条例 1999(平成11)年4月施行

■ 情報共有の手法等の整備(第27条)

市政に関する問い合わせ、提案、要望、苦情などを一元的に受け付けるために総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」を運営しています。

★総合コンタクトセンター「サンキューコールかわさき」 2006(平成18)年4月本格運用

情報共有



参加に関する取組

■ 多様な参加の機会の整備等(第28条)

市長への手紙、かわさき市民アンケート、タウンミーティングなど多様な手法により、市政に対する意見、要望、評価などを聴く機会を設けています。

■ 審議会等の市民委員の公募(第29条)

市の計画、施策等の重要な事案の策定などについて、審議会等を設置する際は、市民から公募によって選任された委員が含まれることを原則としています。

■ パブリックコメント手続(第30条)

市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、市民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策等を定める制度です。

★川崎市パブリックコメント手続条例 2007(平成19)年4月施行

■ 住民投票制度(第31条)

市政の重要事項について、賛成、反対のいずれかで住民の意思を確認する制度です。

★川崎市住民投票条例 2009(平成21)年4月施行

参加

協働に関する取組

■ 協働推進の施策整備等(第32条)

市民活動団体と行政が共通の目標に向かって協働(第3条参照)で行う事業(協働型事業)を実施する際の基本的な考え方や手順を示すものとして、協働型事業のルールを策定し運用しています。

★川崎市協働型事業のルール 2008(平成20)年2月策定

協働



区に関する取組

■ 区役所の組織・機能等の整備(第21条)

道路、河川、公園等の都市施設の整備や子ども支援、安全・安心のまちづくり等市民生活に身近な課題について、地域の総合行政機関としての区役所が対応できるよう、必要な機能を整備するとともに、便利で快適な窓口サービスを提供するため、土曜日の窓口開設や住民票の写し等の証明書を取得できる行政サービス端末の設置などを進めています。

■ 区民会議(第22条)

各区において、参加と協働により地域社会の課題を解決し、暮らしやすい地域社会をつくるため、区民が中心となって調査審議する会議です。身近な環境問題や地域コミュニティづくり、安全・安心のまちづくりなどについて、話し合われています。区民会議委員は公募、各分野からの団体推薦、区長推薦の委員20人以内で構成されています。

★川崎市区民会議条例 2006(平成18)年4月施行



市民が主役 自治基本条例

川崎市自治基本条例は、
市民が主役の市民自治を確立するため、
自治の基本理念を明らかにし、
自治を営むための3つの基本原則
を定めています。

「活力と
うるおいのある
市民都市・川崎」
をめざして

進め 市民自治 を進めます!



KAWASAKI CITY
川崎市

◎お問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

かわさきし そうごう き かくきょく じ ちせいさくぶ

川崎市総合企画局自治政策部

Web自治基本条例

検索

電話 044-200-2168 FAX 044-200-3800 E-mail 20ziti@city.kawasaki.jp

2009(平成21)年6月発行

川崎市自治基本条例

2005(平成17)年4月1日施行